

令和3年3月31日

お客様各位

「特定口座約款」および「非課税口座約款」の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
さて、当金庫では、下記のとおり約款を改正しますのでお知らせいたします。

記

1 改正する約款および主な改正内容

(1) [「特定口座約款」](#)

年間を通じて譲渡および配当等の受入れが発生していない特定口座を開設しているお客様に対して、特定口座年間取引報告書の作成を省略することを追記

(2) [「非課税口座約款」](#)

- ① 新規開設手続の一本化に伴い、「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除
- ② 「非課税口座簡易開設届出書」の名称を「非課税口座開設届出書」に変更
- ③ 即日買付した場合で、かつ、口座開設不可となった際に、お客様が特定口座を開設している場合は、残高を特定口座に移管する旨を記載
- ④ 勘定設定期間が、非課税管理勘定・累積投資勘定ともにそれぞれ一本とされていることに伴う記載を整備
- ⑤ 税制改正に伴う条文番号を変更

(※下線部をクリックすると約款に遷移します。)

2 適用開始日

令和3年4月1日(木)

以上